

○警察用航空機の運用等に関する訓令

(平成5年12月3日静岡県警察本部訓令第27号)

静岡県警察航空機使用管理に関する訓令(昭和53年県本部訓令第10号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この訓令は、静岡県警察航空隊(以下「航空隊」という。)の運営、静岡県警察用航空機(以下「航空機」という。)の運用等に関する具体的な事項を定め、もって航空隊の任務の適切な執行及び航空機の円滑な管理を図ることを目的とする。

(活動の本拠)

第2条 警察用航空機の運用等に関する規則(昭和37年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。)第6条第2項に規定する航空隊の活動の本拠は、静岡県警察航空基地とし、焼津市に置く。

(航空機による活動)

第3条 航空隊は、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 災害その他の場合における警備実施
- (2) 警ら
- (3) 緊急配備及び事件事故発生時の初動措置
- (4) 遭難者の捜索救助
- (5) 他の所属の業務支援
- (6) 他の行政機関の支援

(警備課長の職務)

第4条 県本部警備課長(以下「警備課長」という。)は、航空機の運航の安全及び管理並びに航空機の運用を指揮監督するものとする。

(隊長の職務)

第5条 規則第6条第3項に規定する航空隊の隊長(以下「隊長」という。)は、警備課長の指揮を受け、規則第8条に規定する職務を行うものとする。

(運航責任者及び安全担当者の指定)

第6条 規則第9条に規定する運航責任者は、警備課長が指定するものとする。

2 規則第10条に規定する安全担当者は、警備課長が指定するものとする。

(勤務制等)

第7条 規則第11条に規定する航空隊の職員(以下「隊員」という。)の勤務時間その他の勤務に関する事項は、静岡県警察職員の勤務時間、休日、休暇等の管理に関する訓令(平成7年県本部訓令第7号)で定めるところによるものとする。

2 隊員の勤務種別は、航空機による活動及び航空機の整備並びに待機とする。

(航空機の整備)

第8条 航空機の整備に当たっては、規則第21条及び警察用航空機の運用等に関する細則(平成4年警察庁訓令第16号)第6条の規定に基づき行うものとする。

2 隊長は、航空機を適正に維持管理するため、整備に関する実施基準を定めるとともに、機体ごとに整備担当者を指定し、警備課長に報告するものとする。

3 運航責任者は、整備担当者に機体の整備状況を明らかにさせるものとする。

(待機)

第9条 待機に当たっては、事件、事故その他の警察事象（以下「事件事故等」という。）が発生した場合に、直ちに出勤できる態勢を保持しながら、指定された場所において、航空機、無線機器、装備資機材等の点検整備及び書類の作成、整理等を行うものとする。

(航空業務計画)

第10条 警備課長は、規則第4条第3項に規定する航空業務計画を作成し、本部長の承認を受けるものとする。

(航空従事者の搭乗)

第11条 運航責任者は、航空機を運航させる場合には、規則第12条に規定する機長のほか、運航に必要な航空従事者を搭乗させるものとする。

2 運航責任者は、前項に規定する者のほか、必要に応じて、警ら、捜索救助等の機上作業に従事する隊員（以下「特務員」という。）を搭乗させるものとする。

3 運航責任者は、あらかじめ特務員に対し、必要な教養及び訓練を行うものとする。

(支援要請)

第12条 所属長は、航空機の支援を必要とする場合には、要請の目的、日時、当該目的を達成するために必要な職員などの搭乗等について警備課長と協議の上、本部長に要請し、その承認を受けるものとする。

2 前項の承認を受けて航空機に搭乗する者は、航空機（ヘリコプター）搭乗者の心得（別表第1）を遵守しなければならない。

(部外からの支援要請)

第13条 警備課長は、他の行政機関から航空機の支援の要請又は航空機への搭乗の申請（以下「要請等」という。）があった場合には、その内容を審査して、当該要請等が真に航空機の使用を必要としており、かつ、警察業務に支障を及ぼさないと認められるときに、本部長の承認を得て要請に応じることができるものとする。

(飛行安全基準)

第14条 警備課長は、航空機の運航の安全を図るため、飛行に関する安全基準を定めるものとする。

(航空機事故発生時の措置)

第15条 署長は、管轄区域内において、規則第2条に規定する航空機事故の発生を認知した場合には、直ちに搭乗員・被災者の救護、現場周辺の住民の避難誘導、通行車両等の交通規制、報道関係者に対する協力要請、事故現場の保存等必要な措置をとるとともに、その状況を本部長に報告するものとする。

(臨時発着場)

第16条 署長は、警備課長と協議し、管轄区域内における災害、事件事故等を考慮して、規則第18条に規定する臨時発着場を選定し、本部長の指定を受けなければならない。

2 署長は、前項に規定する臨時発着場について、管轄区域内の臨時発着場の管理者又は所有者から使用承諾を得ておくものとする。

3 警備課長は、第1項に規定する臨時発着場について、航空法（昭和27年法律第231号）に基づく申請手続をとるものとする。

4 署長は、指定された臨時発着場に変更があった場合には、警備課長に報告しなければならない。

5 署長は、指定された臨時発着場が航空機の離着陸に使用される場合には、安全を確保するため、臨時発着場における安全措置（別表第2）を講ずるものとする。

（定期検査）

第17条 規則第22条に規定する検査は、県本部会計課長（以下「会計課長」という。）に行わせるものとする。

2 会計課長は、その結果を本部長に報告しなければならない。

（細目的事項）

第18条 この訓令で定めるもののほか、航空機の運用等に関し必要な事項は、警備課長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成5年12月3日から施行する。

附 則(平成18年2月17日県本部訓令第2号)

この訓令は、平成18年2月17日から施行する。

附 則(平成18年5月26日県本部訓令第22号)

この訓令は、平成18年5月26日から施行する。

附 則(平成20年9月1日県本部訓令第39号)

この訓令は、平成20年11月1日から施行する。

附 則(平成21年11月17日県本部訓令第56号)

この訓令は、平成21年12月1日から施行する。

附 則(平成23年3月15日県本部訓令第13号)

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(令和3年6月18日県本部訓令第13号)

この訓令は、令和3年6月18日から施行する。

附 則(令和4年3月22日県本部訓令第14号)

この訓令は、令和4年3月28日から施行する。